佐野メディカルセンター
あそヘルホス

令和２年５月１日

事故発生の防止及び発生時対応の指針

１．基本理念

佐野メディカルセンター・あそヘルホス（以下施設という）は入所者・利用者が安心して安全な医療・介護を受けられる環境を整え、良質な医療・介護を提供することを通じて、地域に貢献していくことを目的としている。

この目的を達成するためには、全職員が多職種協働で一丸となって医療・介護の安全に対する意識を高めることが重要である。具体的には個人一人ひとりの努力だけでなく、施設全体で組織的に事故を予防し、回避する能力を高めていくとともに、万一事故が発生した場合は迅速に対応し被害の拡大と再発防止に取り組むことが大切である。また常日頃から全職員は事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努めるとともに、事故発生時の対応の研磨にも取り組まなければならない。

これらの取り組みを明確なものにし、施設における安全管理、事故防止の徹底を図るため、ここに事故発生の防止及び発生時対応の指針を定める。

２．安全管理、事故防止に係る体制確保と組織

施設の安全管理体制及び事故防止のため、次の委員会を設置する。委員会はそれぞれ別途規定等を定める。

１ 安全管理委員会
２ 事故防止対策委員会
３ 感染対策委員会
４ 個人情報管理委員会
５ 人権擁護虐待防止委員会
６ 褥瘡対策委員会
７ 介護機器委員会
８ 衛生委員会
９ その他目的に係る必要な委員会

３．事故発生時の対応に関する基本方針

事故発生時には、別に定める発生時の対応「安全管理のための事故防止対応マニュアル」に基づき適切に対応する。

４．事故調査委員会の設置

施設長は死亡を含む重大な事故が発生したと認めた場合は、安全管理委員会の議を経て原則として外部委員を入れた事故調査委員会を設置する。

２ 委員会は公平・中立な立場からその内容を検討し、過誤の有無について客観的な評価を行ない、さらに必要と判断された場合は外部関連機関と協議する。

５．インシデント・アクシデント等の発生時の対応

インシデント・アクシデントが発生した場合には、入所者・利用者に対しては施設の総力を結集して医療・介護上最善の処置を行うとともに、状況の悪化に直ちに対応できる体制を整備する。また入所者・利用者やその家族に対しては可及的速やかに連絡し、誠意ある適切な説明を行う。

６．インシデント・アクシデント等の報告および改善策の確立

医療・介護に係る安全管理の確保のために、入所者・利用者等に実害の無い事例も含めて広くインシデント・アクシデント報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行ない、全職員に周知徹底する。

７．入所者・利用者の相談に関する基本方針

入所者・利用者、その家族等からの苦情及び要望・相談については、相談窓口を設置し、医療・介護の内容に関するもの、入退所に関するもの、その他の苦情・要望・相談に関するものについて、それぞれ体制を整備し適切に対応する。

８．職員の責務

職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から入所者・利用者等への医療・介護などの実施、医療機器の取扱などに当たって安全な医療・介護を行うよう細心の注意を払わなければならない。

９．守秘義務と報告者への配慮

職員等は、報告された事例については、職務上知り得た機密として正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。

２ 本指針の規定に従って報告を行った職員等に対しては、これを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

10. 安全管理に係る教育研修

医療・介護の安全管理、事故防止対応等のマニュアルを策定し職員へ周知徹底するとともに、安全管理、事故防止に関する組織的な教育・研修を全職員対象に計画的かつ定期的(年 2 回並びに新規採用時)に実施する。

11. 当該指針の閲覧

本指針は全ての職員はもちろんのこと、入所者・利用者、その他家族等すべての人がいつでも閲覧できるものとすると共に、ホームページ上に公表し、いつでも閲覧できるようにする。

12. その他

医療・介護の安全管理推進のため、各種マニュアル及び改善策の見直しを継続して行い、改正内容については職員への周知徹底を速やかに行う。また本指針についても必要に応じて改正していくものとする。

付　則　この指針は、令和 2 年 5 月 1 日から実施する。